

# 附属資料

---

第5次宇土市総合計画策定の経緯	160
宇土市総合計画策定審議会への諮問	163
宇土市総合計画策定審議会答申(基本構想)	164
建議書	166
宇土市総合計画策定審議会委員名簿	169
宇土市総合計画策定に関する規定	170
宇土市総合計画策定審議会設置条例	171
宇土市民憲章	172

## ○第5次宇土市総合計画策定の経緯

平成22年(2010年)

2月8日  
～21日

### 市民アンケート調査実施

宇土市の今後のまちづくりの方向性のほか、現在の第4次総合計画で掲げた39の施策について、市民の皆様がどのように感じ、また今後の行政運営において、どのような点に注力すべきかを検討するための、基礎資料とすることを目的に実施しました。

調査対象者数	2,600人
対象抽出方法	満20歳以上の市民から無作為抽出
回収結果	有効回収数1,261票、回収率48.5%

5月18日

### 市長インタビュー

まちづくりの大きな指針であり市の最上位計画である総合計画について、元松市長に策定に対する思いを聞きました。

7月12日

### 第1回準備委員会

7月14日  
～27日

### 小学6年生・中学3年生アンケート調査実施

総合計画の根幹となる基本構想の作成段階から、市民の声を取り入れるため、市内の小学6年生・中学3年生全員を対象にアンケートを実施しました。

調査対象者数	回収結果
小学6年生456人 中学3年生418人 計874人	有効回収数860票、 回収率98.4%

7月22日  
～30日  
(うち7日間)

### 第1回まちづくり座談会開催

市内7地区の公民館で、「第1回まちづくり座談会」を開催しました。まちづくり座談会は、第5次総合計画の策定にあたり、総合計画の根幹となる基本構想の作成段階から、市民の声を取り入れるために開催したものです。市からは、市長や副市長、教育長、市職員など約10名が参加し、住民は、地区ごとに25～66人、全体で306人が参加されました。座談会では、市全域に関することとして、インフラの整備や公共交通の拡充などの意見・提案が出され、地域に関することとして、地域資源の活用や雇用の確保、農漁業後継者の育成、JR三角線の活用などの意見が出されました。

座談会テーマ	1.宇土市をどういうまちにしたいか？ 2.自分の住んでいる地区をどういうまちにしたいか？
市出席者	市長、副市長、教育長、総務企画部長、準備委員、企画課職員
対象者	宇土市民
開催周知方法	1.広報うと7月号掲載 2.ホームページ掲載 3.案内文配布(宇土市議会議員、各地区囁託員約160名、市内約80団体)
参加者数	306人(参加者アンケート回収数249枚)

8月31日  
9月6日  
～17日  
(うち7日間)

## 第2回準備委員会

### 第2回まちづくり座談会を開催

市内7地区の公民館で、「第2回まちづくり座談会」を開催しました。市からは、市長や副市長、教育長、市職員など約10名が参加し、住民は、地区ごとに21～73人、全体で315人が参加されました。座談会では、市民アンケートや子どもアンケート、第1回まちづくり座談会などで出された意見を取りまとめて作成した地区ごとの基本構想の素案を示しました。参加者からは、基本構想の素案に対する意見や、具体的な事業の提案などの活発な意見が出されました。

座談会テーマ	宇土市総合計画の基本構想(案)について
市出席者	市長,副市長,教育長,総務企画部長,準備委員,企画課職員
対象者	宇土市民
開催周知方法	1. 広報うと8月号全世帯チラシ折り込み 2. 地区掲示板掲載(A3用紙) 3. ホームページ掲載 4. 案内文配布(宇土市議会議員,各地区囁託員約160名,市内約80団体)
参加者数	315人(参加者アンケート回収数247枚)

9月6日  
～30日

### 基本構想に係るパブリックコメント実施

第5次宇土市総合計画の基本構想(案)について、広く市民の皆様のご意見・ご提案を反映させるため、パブリックコメント(市民意見公募)を実施しました。

○意見件数:1件

9月15日  
～30日

### 市民のハガキ実施

宇土市が今後「住みたい」「住み続けたい」まちになるためには、何をどうすべきか、返信ハガキを使い、市民の皆様から『意見』や『提案』を募集しました。

○意見件数:90件

10月14日

## 第1回策定委員会

10月22日

### 総合計画策定審議会設置

#### 第1回総合計画策定審議会

市がまとめた第5次宇土市総合計画の基本構想(案)について審議していただくため、公募委員2名を含む各団体の代表ら20名で構成する総合計画策定審議会を設置しました。

11月2日

#### 第2回総合計画策定審議会

11月9日

#### 第3回総合計画策定審議会

#### 総合計画策定審議会答申

第5次総合計画の基本構想(案)を「妥当」として市長に答申されました。

11月15日 **第2回策定委員会**

12月20日 **第5次宇土市総合計画の基本構想(案)を議会承認**

総合計画策定審議会の答申を踏まえ修正した第5次宇土市総合計画の基本構想(案)を,地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の規定により,平成22年第4回宇土市議会定例会に提案し,平成22年12月20日に承認されました。

平成23年(2011年)  
1月25日 **第3回策定委員会**

1月27日 **基本計画に係るパブリックコメント実施**  
~2月25日

第5次宇土市総合計画の基本計画(案)について,広く市民の皆様のご意見・ご提案を反映させるため,パブリックコメント(市民意見公募)を実施しました。

○意見件数:0件

3月1日 **第4回策定委員会**

3月8日 **第5次総合計画策定**

## ○宇土市総合計画策定審議会への諮問

宇土市企第332号  
平成22年10月22日

宇土市総合計画策定審議会  
会長 明石 照久 様

宇土市長 元松 茂樹

第5次宇土市総合計画基本構想(案)について(諮問)

このことについて、宇土市総合計画策定審議会設置条例(平成12年条例第5号)第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

## ○宇土市総合計画策定審議会答申(基本構想)

平成22年11月9日

宇土市長 元松 茂樹 様

宇土市総合計画策定審議会  
会 長 明石 照久

### 第5次宇土市総合計画基本構想(案)について(答申)

平成22年10月22日付け宇市企第332号で諮問された、「第5次宇土市総合計画基本構想(案)」について審議した結果、下記のとおり答申します。

また、基本構想の策定にあたっては、答申の趣旨を十分に尊重するとともに、基本構想に掲げた施策の着実な実現を要望します。

### 記

## 1 基本理念について

- (1) 基本理念にある3つのキーワード「安心」「元気」「協働」どれもが市民の願いであり、これからの宇土市を築いていくためにはどれも重要であるが、文章表現は、より明るく印象的で市民を主役とした表現・編集を心がけて下さい。
- (2) 「協働」という言葉については、「安心」「元気」と同じように、市民誰もがイメージできる表現・編集を心がけて下さい。

## 2 将来像について

1 平成30年の目標人口として、「41,000人」という具体的な数値を示してあるが、少子高齢化による人口減少が進行する時代の流れの中で、宇土市の人口を増加させるためには、より積極的な定住促進施策が必要である。このため、重点的に取り組むプロジェクトなどをおして、教育立市を目指した学校教育環境の整備や子育て支援環境の創出、農業・漁業や商工業など地元産業の振興、企業誘致の促進、道路など都市基盤の整備、幅広い環境問題への対応など、総合的な取り組みによって積極的な定住環境の整備と宇土市の魅力を伝える情報発信を心がけて下さい。

### 3 まちづくりの柱(施策の大綱) について

- (1) 宇土市の将来像を実現するための5つのまちづくりの柱(施策の大綱)については、広範囲にわたる行政施策を包含しており妥当であるが、まちづくりの柱(施策の大綱)については、基本計画の中で、具体的な方向性を示すよう心がけて下さい。
- (2) 宇土市の将来像を実現するための5つのまちづくりの柱(施策の大綱)の文章表現は、教育立市やスポーツ振興など宇土市の特色を表した印象的で、明るく、将来を担う子どもや子育て世代に留意した表現・編集を心がけて下さい。

### 4 地区別構想について

- (1) 地区別構想は、市民アンケートやまちづくり座談会などの意見を反映しており妥当であるが、今後策定される基本計画の中で、各地区の個性や特徴を示すよう心がけて下さい。
- (2) 地区別構想に掲げられた地区の将来像を達成するためには、各地区それぞれが有する個性ある地域力を活かし、足りない部分を補完し合いながらまちづくりを行うことが重要である。このため、各地区がネットワークで繋がり、それぞれの力を発揮できる仕組みづくりを心がけて下さい。
- (3) 地区別構想は、地区住民にとってより見やすい共通の計画となるよう、表現・編集を心がけて下さい。

### 5 総合計画の推進に向けて

- (1) 宇土市の将来像を達成するためには、市民・企業・行政などが、それぞれの役割の中で共通の目標に向け力を合わせてまちづくりを行うことが重要である。このため、市民・企業・行政などがネットワークにより結ばれ、総合力を発揮できる仕組みづくりを心がけて下さい。
- (2) 本計画の実現を図るためには、市民との協働や連携はもとより、市外の企業や行政などとの連携が必要である。このため、本構想の趣旨と内容の十分な周知に努め、目指す将来像実現のため、市外の企業や行政などとの連携に心がけて下さい。
- (3) 宇土市のまちづくりを推進するためには、市の魅力ある資源を活用し、市の現状を的確にとらえた独自の取組を行うことが必要である。このため、自然環境や水、歴史文化遺産など宇土市の特色を活かしたまちづくりを心がけて下さい。
- (4) 本計画は、より市民に分かりやすい計画にするため、宇土市の将来像を市民がイメージできるような図や写真で示すとともに、宇土市らしさの表現についても心がけて下さい。
- (5) 基本構想は、今後8年間のまちづくりの方向性を総括的に示したものであり、この構想に基づく基本計画の策定及び総合計画の推進にあたっては、上記をはじめ別紙「建議書」に付記する内容に十分留意するよう心がけて下さい。

## 1 総合計画全般について

- 市民の思いとして、3つのキーワード「安心」「元気」「協働」どれもが市民の願いでもあり、これからの宇土市を築いていくためにはどれも大切なことですが、宇土市のイメージとして、若干明るさに欠け、インパクトが弱いようにも感じます。宇土市再生のためにも、夢のある明るくインパクトのある文言になるよう心がけて下さい。
- 基本理念にある「安心」の文章表現は、将来を担う子ども達を対象とした文言を追加するなど、前向きな表現になるよう心がけて下さい。
- 基本理念にある「元気」の文章表現は、市民が元気になるような表現になるよう心がけて下さい。
- 基本理念にある「協働」という言葉は、他にふさわしい表現があれば、「安心」「元気」と同じように、市民誰もがイメージできる言葉になるよう心がけて下さい。
- 基本理念にある「協働」の文章表現は、「協働」を市民によるネットワークと前向きに明るく考え、市民が繋がることで、宇土が盛り上がるというような表現になるよう心がけて下さい。
- 総合計画で大切なことは、市民の力を合わせた「市民力」やそれぞれの地域の特徴を活かした「地域力」だと思います。
- 総合計画を前向きで明るい計画にするため、市民が主役になるような文言を総合計画に盛り込むよう心がけて下さい。
- 文中にある「市民」という言葉は、「市民」という言葉でひとくくりにするのではなく、市民団体や企業、学校などそれぞれの役割に応じて記載するよう心がけて下さい。
- 総合計画の推進にあたっては、市民を交えた恒常的な会議を開催し、具体的な施策等についての検討を行うよう心がけて下さい。
- 総合計画にある「みんな」という表現については、指し示す対象が明確になるよう心がけて下さい。
- 市民に分かりやすい総合計画とするため、宇土市が目指す姿を市民がイメージできるよう、何らかの形（絵、立体、シンボル）にして示すよう心がけて下さい。
- 宇土市に対する市民の意識を高めるため、宇土市のシンボルマークなどを公募するよう心がけて下さい。
- 人口増加を図るため、インパクトのある情報を発信するなど、宇土市の認知度を上げる施策に取り組むよう心がけて下さい。
- 人口増加を図るためには、転入者を増やす必要があると思いますので、強烈的なコピーやメッセージを使い、市外に対し積極的なPRを行うよう心がけて下さい。
- 新幹線開業効果等を視野に入れ、どうすれば人が訪れ、人が増え、外貨を得、税収が増えるのかを考えながら市政に取り組むよう心がけて下さい。
- これからの生活で避けて通れない高齢化社会、地域における過疎化問題、温暖化問題などへの取組が他の地域への発信源となるよう期待します。それは元気な宇土市に繋がることと思います。



## 2 生活・環境について

- “環境”に関する文言が全体を通して少ないと思いますので、地球温暖化や食育など、環境を大きくとらえたところで、総合計画に盛り込むよう心がけて下さい。
- “防犯”や“安全・安心”など、住民を不安にさせる文言が多いと思いますので、表現を和らげるなどの工夫を心がけて下さい。
- 宇土市に転入しても、子ども達がのびのび安心して暮らせるという趣旨の文言を総合計画に盛り込むよう心がけて下さい。

## 3 保健・福祉・医療について

- 子育て世代の方々を引き寄せる、魅力ある文言を総合計画の中に盛り込むよう心がけて下さい。
- 宇土市の魅力の一つである「スポーツが盛んなまち」を総合計画に盛り込むとともに、子育て世代の方々に分かりやすく、積極的なPRを行うよう心がけて下さい。
- 適正な受益者負担に対する市民意識を変えていく必要があると思います。

## 4 産業・経済について

- 宇土市の活性化のため、宇土市のシンボルとなるイベントをつくり、積極的なPRを行うなど、他市との連携も視野に入れたインパクトのある取り組みを行うよう心がけて下さい。
- 宇土市には、御輿来海岸や網田焼き、ネーブル、木造の駅舎など他地域に負けない素晴らしい地域資源が多数あるにもかかわらず、そのほとんどが活かされていないと思います。そのため、これらの資源の積極的な活用及びPRに努めるよう心がけて下さい。
- 熊本県は井戸水で有名な県であり、宇土市には日本最古の上水道という素晴らしい地域資源がありますので、それを存分に活かす取り組みを行うよう心がけて下さい。
- まちの活性化のためには、「地産地消」は非常に重要であると思いますので、総合計画に盛り込むよう心がけて下さい。
- 海の現状は、地球温暖化などの自然環境の変化やダム建設などの影響により、魚介類が住みにくく育ちにくい環境にありますので、現状のままでは漁業の衰退は免れないものと考えています。そのため、漁業環境の改善など、積極的に努めるよう心がけて下さい。
- 地元企業の活性化のためには、人口増加は重要なカギであると思いますので、地元企業に悪影響のない企業誘致に取り組むよう心がけて下さい。

## 5 都市基盤について

- 人口増加を図るためには、狭小道路の拡張や道路標識等の整備が必要だと思いますので、安全で住みよい宇土市になるよう心がけて下さい。

## 6 教育・文化について

- 宇土市の魅力の一つである、「教育のまち（教育立市）」を強調するような文言及び宇土市の将来を担う子ども達を対象とした文言を総合計画に盛り込むよう心がけて下さい。
- 教育において、「家庭教育」はいじめや不登校に影響するとともに、親の愛をたくさん受ける子ども達を育てる非常に重要なものであると思いますので、教育立市と併せて、総合計画に盛り込むよう心がけて下さい。
- 子ども達の10年後や20年後を考えた、「自然の中で暮らす教育」を取り入れるよう心がけて下さい。
- 宇土市の魅力の一つである「スポーツが盛んなまち」は、心豊かな子どもを育てる教育や親同士のネットワークづくり、外貨獲得など様々な効果に繋がるとと思いますので、積極的なPRに努めるよう心がけて下さい。
- 轟水源は、宇土市の貴重な財産であり、後世に引き継ぐべき資源であると思いますので、行政としても積極的な維持管理に努めるよう心がけて下さい。

## 7 協働・行財政運営について

- 市民との協働や連携に加えて、市外の行政や民間との様々な連携についての文言を総合計画に盛り込むよう心がけていただきたい。
- 人口増加を図るためには、女性の感覚は欠かすことができない非常に重要なものであると思いますので、総合計画推進にあたっては、男女共同参画に留意して取り組むよう心がけて下さい。
- 宇土市の活性化のため、子育て世代の方々の意見を聞き、市民の求めているものを把握するよう心がけて下さい。

## 8 地区別構想について

- 地区別構想については、それぞれの地区をつなぐネットワークという文言を総合計画に盛り込むよう心がけて下さい。
- 地区別構想は、各地区の個性を分けるだけでなく、各地区の個性がネットワークで繋がることで、住民が繋がりを、地区が盛り上がるという計画になるよう心がけて下さい。
- 地区別構想は、市民アンケートやまちづくり座談会の意見を反映して作成しているので、さらに地区住民にとって共通の計画となるよう、見やすくする工夫が要るのではないかと思います。また、基本構想は議会の議決を要するので、現在のスタイルでいかざるを得ないと思いますが、基本計画作成後は、両者を含んだ地区別計画として示すよう心がけて下さい。
- 総合計画の中で、各地区の人口増の推移予測を示すよう心がけて下さい。

## ○宇土市総合計画策定審議会委員名簿

【正副会長を除き五十音順, 敬称略】

役職	氏名	所属
会 長	明石 照久	公立大学法人熊本県立大学
副会長	森田 義満	宇土市囑託会連合会
委 員	今村 義彦	宇城警察署
委 員	上村 光則	公募
委 員	尾崎 建	宇土郡市医師会
委 員	鏡 純子	宇土市文化協会
委 員	喜悦 高子	どんぐりくらぶ
委 員	草野 哲雄	熊本宇城農業協同組合
委 員	桑田 宏一	宇土市商工会
委 員	斉藤 栄一郎	宇土市体育協会
委 員	園田 恵一	住吉・網田両漁業協同組合
委 員	野村 敏子	宇土市民生委員児童委員
委 員	橋口 亮	公募
委 員	早崎 秀夫	宇土市校長会
委 員	古森 美津代	熊本県宇城地域振興局
委 員	本田 修	宇土市観光物産協会
委 員	松浦 ゆかり	特定非営利活動法人 くまもと温暖化対策センター
委 員	宮原 大輔	社団法人宇城青年会議所
委 員	宮本 敬三	宇土市PTA連合会
委 員	吉川 満璃子	宇土市地域婦人会連絡協議会

宇土市総合計画策定に関する規程(昭和57年訓令第8号)の全部を改正する。

(趣旨)

**第1条** この規程は、宇土市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市政の総合的な開発計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。
- (2) 基本構想 本市発展のための将来の目標及び目標達成のための基本的施策の方針で、市のビジョンをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、基本的施策を具体化するためのおおむね5年の計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施に関し作成するおおむね3年の計画をいう。

(委員会等)

**第3条** 総合計画に関する事務を担当させるため、次の委員会を置く。

- (1) 総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)
- (2) 総合計画準備委員会(以下「準備委員会」という。)
- 2 策定委員会及び準備委員会の委員は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 準備委員会の長は、委員の互選による。
- 4 準備委員会は、必要に応じて作業部会を設けることができる。
- 5 策定委員会及び準備委員会は、必要に応じてそれぞれの長が委員会を招集する。

(策定委員会の委員長及び副委員長)

**第4条** 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもつて充て、副委員長は総務企画部長をもつて充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(策定委員会の職務)

**第5条** 策定委員会は、基本構想及び基本計画(以下「基本構想等」という。)の計画案を総合的に審査、及び調整する。

(準備委員会の職務)

**第6条** 準備委員会の委員は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 基本構想等に含まれるべき施策や事務事業の計画及び方針の企画、調査、指導、審査並びに連絡調整に関すること。
- (2) 基本構想等に係る必要な資料の収集及び整理に関すること。
- (3) その他基本構想等の策定に関する必要な事項

(資料の要求)

**第7条** 策定委員会及び準備委員会は、職務の遂行上必要があるときは、関係職員に対し資料の提出又は事務事業の内容の説明を求めることができる。

(市民意見の反映等)

**第8条** 総合計画の策定にあつては、市民の意見の適切な反映に努めなければならない。

- 2 総合計画については、市民への周知を図り、その進行管理を適切に行うものとする。

(総合計画の策定)

**第9条** 基本構想は、準備委員会で作成した計画原案を策定委員会で審査し調整のうえ、宇土市総合計画策定審議会に諮問するものとする。

- 2 基本計画は、準備委員会で作成した計画原案を策定委員会で調整し、市長が決定する。
- 3 実施計画は、基本計画に従い、各部の事業計画を基本に総務企画部長が調整して計画案を作成し、庁議を経て市長が決定する。

(庶務)

**第10条** 総合計画の策定に関する庶務は、総務企画部企画課において処理する。

附 則 この訓令は、平成22年5月20日から施行する。

(設置)

**第1条** 宇土市に、宇土市総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、宇土市総合計画の策定に関し、市長から諮問のあつた基本構想案について審議する。

(組織)

**第3条** 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員20人以内をもつて組織する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、委嘱の日から市長への答申の日までとする。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

**第6条** 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、総務企画部企画課において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第25号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第35号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。



(1)わたくしたち宇土市民は 清潔な美しい町をつくりましょう

(1)わたくしたち宇土市民は 教養と公德心を高めましょう

(1)わたくしたち宇土市民は 健康で明るい町をつくりましょう

(1)わたくしたち宇土市民は 感謝の心で社会につくしましょう

(1)わたくしたち宇土市民は 仕事にはげみ豊かな町をつくりましょう